

○近畿大学生物理工学部電算機センター大規模計算機システム利用規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、近畿大学生物理工学部電算機センター（以下「センター」という）が管理・運営する大規模計算機システム（以下「計算機システム」という）の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(利用目的)

第2条 計算機システムの利用は学術研究、教育及び社会貢献に供することを目的とする。

(利用者資格)

第3条 計算機システムの利用資格を有する者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本学の専任教職員および学生・大学院生
- (2) 学術研究及び学術振興を目的とする国又は地方公共団体が所管する機関に所属し、専ら研究に従事する者
- (3) 前号を除く、学術研究を目的とする機関で近畿大学生物理工学部電算機センター長（以下「センター長」という）が認める機関に所属し、専ら研究に従事する者
- (4) 第1号から第3号までに該当する者が所属する機関との共同研究に研究分担者として参加し、専ら研究に従事する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、特にセンター長が認めた者

(利用申込)

第4条 計算機システムを利用しようとする者は、センター長に所定の申請を行い、センター長の承認を受けなければならない。

(利用承認)

第5条 前条の利用申請を受け付け、センター長が利用を認めたときは、これを承認し、承認された者（以下「利用者」という）に利用者番号を与えるものとする。

(利用者番号の有効期間)

第6条 前条の利用者番号の有効期間は、申請年度末までを最長とする。

(利用負担金)

第7条 利用負担金については別途定める。

(利用の継続)

第8条 有効期間満了後も継続してシステムを利用する者は、有効期間満了1ヵ月前までに、第4条に定める所定の手続きをとることとする。その場合、利用者番号は変更しない。

(利用内容の変更)

第9条 利用者は、利用者番号の有効期間内において第4条の申込内容に変更が生じたときは、速やかにセンター長に届け出なければならない。

(利用者番号の転用等の禁止)

第10条 利用者は、利用者番号及びパスワードを適切に管理し、不正利用の防止に努めなければならない。

2 利用者は、利用者番号を第2条に規定する利用目的以外のために利用し、又は第三者に利用させてはならない。

(利用者の義務)

第11条 利用者は、計算機システムの利用に当たっては本規程を遵守しなければならない。

(利用承認の取り消し等)

第12条 センター長は、計算機システムの運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合、利用者に利用方法の改善を指示することができる。

2 利用者が、前項の指示に従わない場合、又は次の各号の一に該当したときは、センター長は計算機システムの利用承認を取り消し、又は利用を一定期間停止させることができる。

(1) 第2条に規定する利用目的以外に計算機システムを利用したとき

(2) 第3条の利用資格を喪失したとき

(成果の公表)

第13条 センター長は、利用者に対し、計算機システムを利用した結果又は経過の報告を求めることができる。利用者は、報告を求められた場合は、センター長に報告するものとする。

2 利用者は、計算機システムの利用による研究等の成果を論文等により公表するときは、当該論文等にシステムを利用した旨を明記しなければならない。

(利用の制限)

第14条 センターは、利用者への予告無しに計算機システムを停止することができる。

(免責事由)

第15条 センターは、利用者が計算機システムを利用したことにより被った損害、その他計算機システムに関連して被った損害について一切の責任及び負担を負わない。

(補則)

第16条 計算機システムの利用に関し、この規程に定めのない事項等について疑義が生じた場合、電算機センター運営委員会（以下「委員会」という）において審議する。ただし緊急時においては、センター長が判断し委員会に報告する。

2 この規程の制定・改廃については、委員会の議を経て、教授会の承認を得なければならない。

附 則

平成24年8月1日 制定

平成24年8月1日 施行